

犬猫等販売業者

- ❶ 第一種動物取扱業者のうち、犬及び猫の販売をする者(犬猫等販売業者)は、第一種動物取扱業の登録にあたり、①犬及び猫の繁殖を行うかどうか、②犬猫等健康安全計画の提出が義務付けられます。
※既に動物取扱業の登録を受けている方は、登録している都道府県等に、①、②について平成25年11月30日までに届け出る必要があります。
- ❷ 犬猫等販売業者は、飼養する犬及び猫の飼養状況について、帳簿に記載し、保存すること。毎年1回、飼養状況について登録している都道府県等に報告することが義務付けられます。
- ❸ 生後56日(平成28年8月31日までは45日、それ以降別に法律に定めるまでの間は49日)を経過しない犬及び猫の販売又は販売のための引渡し・展示は禁止されます。
- ❹ 獣医師との連携、販売することが困難になった犬及び猫の終生飼養の確保が義務付けられます。

